

飯舘村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

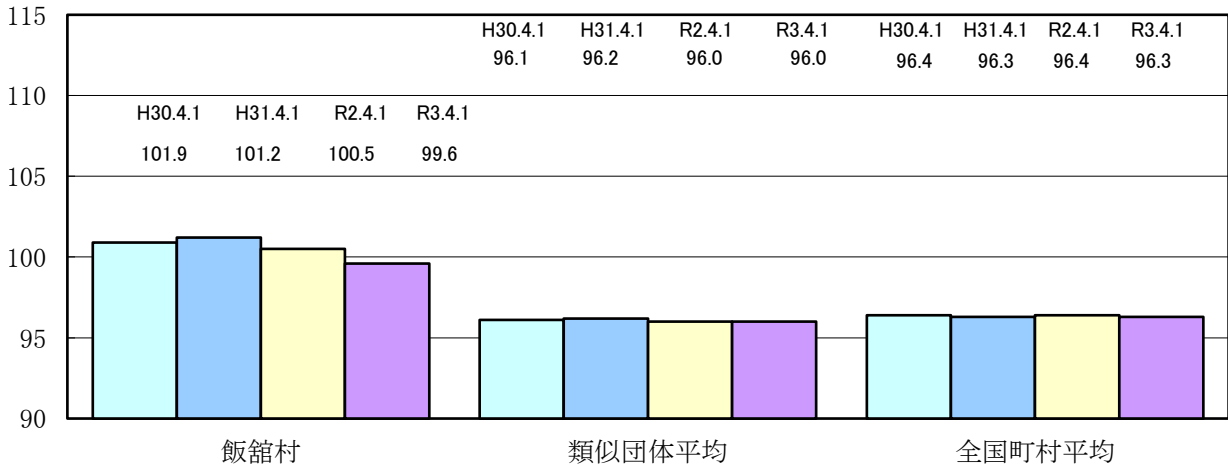
区分	住民基本台帳人口 (令和3年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 元年度の人件費率
2年度	人 5,247	千円 16,390,752	千円 1,011,376	千円 967,464	% 5.9	% 7.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平 均一人当たり給与 費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
2年度	人 67	千円 240,187	千円 64,030	千円 95,308	千円 399,525	千円 5,963	千円 4,258

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、令和3年4月1日現在の人数である。また、任期付職員及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付職員及び会計年度任用職員を含まない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与改定の状況

飯舘村では人事委員会を設置していないため、記載しない。

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

([実施 未実施])

② その他の見直し

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容)行政職給料表について、福島県人事委員会勧告に基づき見直しを実施。
5年間(令和2年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、福島県人事委員会勧告を踏まえ見直しを実施。
(平成27年4月1日)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和3年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
飯舘村	41.3 歳	319,000 円	411,114 円	355,829 円
福島県	42.9 歳	327,000 円	413,935 円	350,878 円
国	43.0 歳	325,827 円	- 円	378,869 円

(2) 職員の初任給の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		飯舘村	福島県	国
一般行政職	大 学 卒	186,500 円	193,100 円	182,200 円
	高 校 卒	153,900 円	158,400 円	150,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		経験年数10年 以上15年未満	経験年数20年 以上25年未満	経験年数25年 以上30年未満	経験年数30年 以上35年未満
一般行政職	大 学 卒	290,100 円	360,733 円	- 円	- 円
	高 校 卒	- 円	- 円	375,783 円	391,940 円

※ - は当該階層別職員数が3名以下となるため未記載

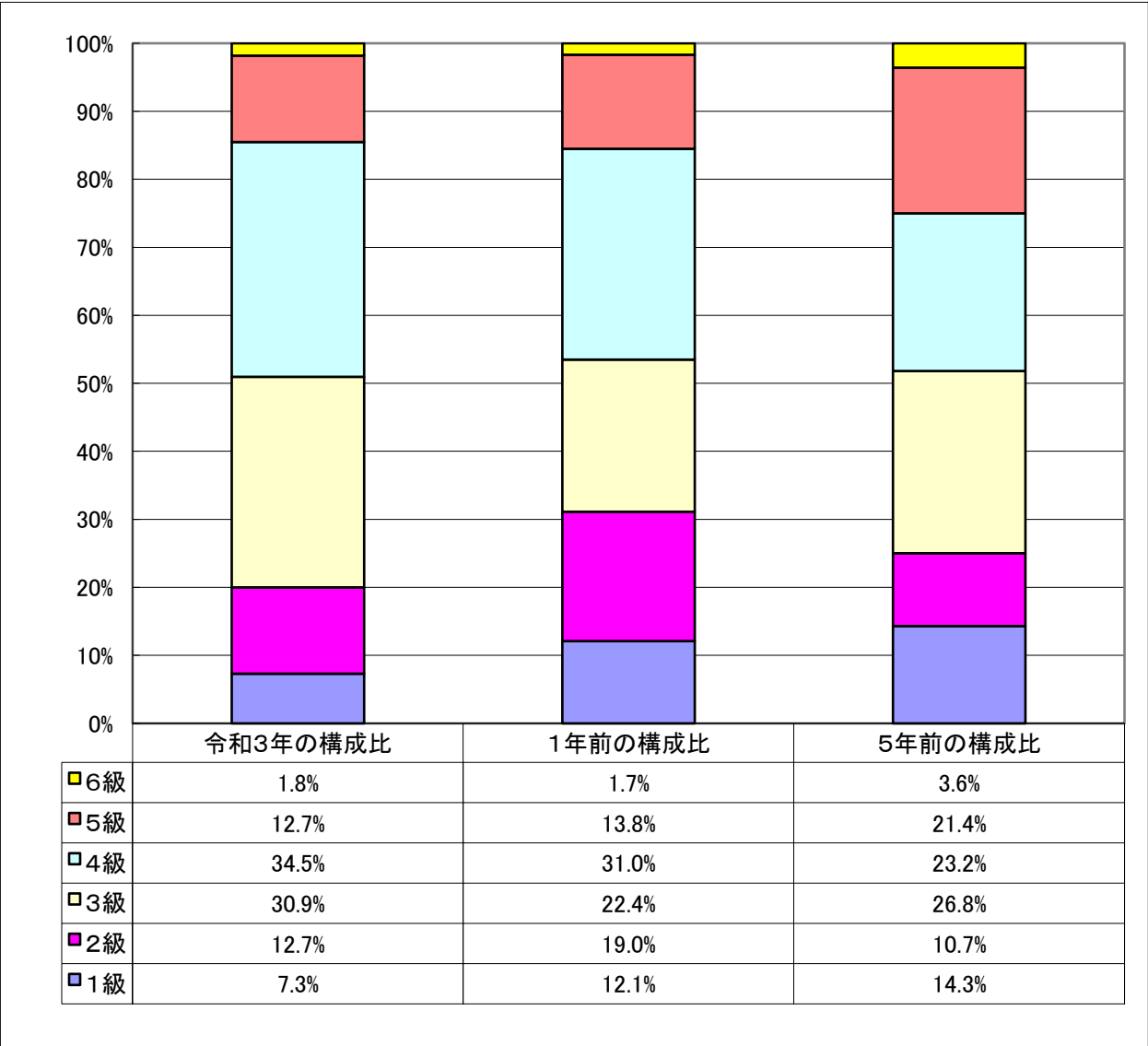
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和3年4月1日現在）

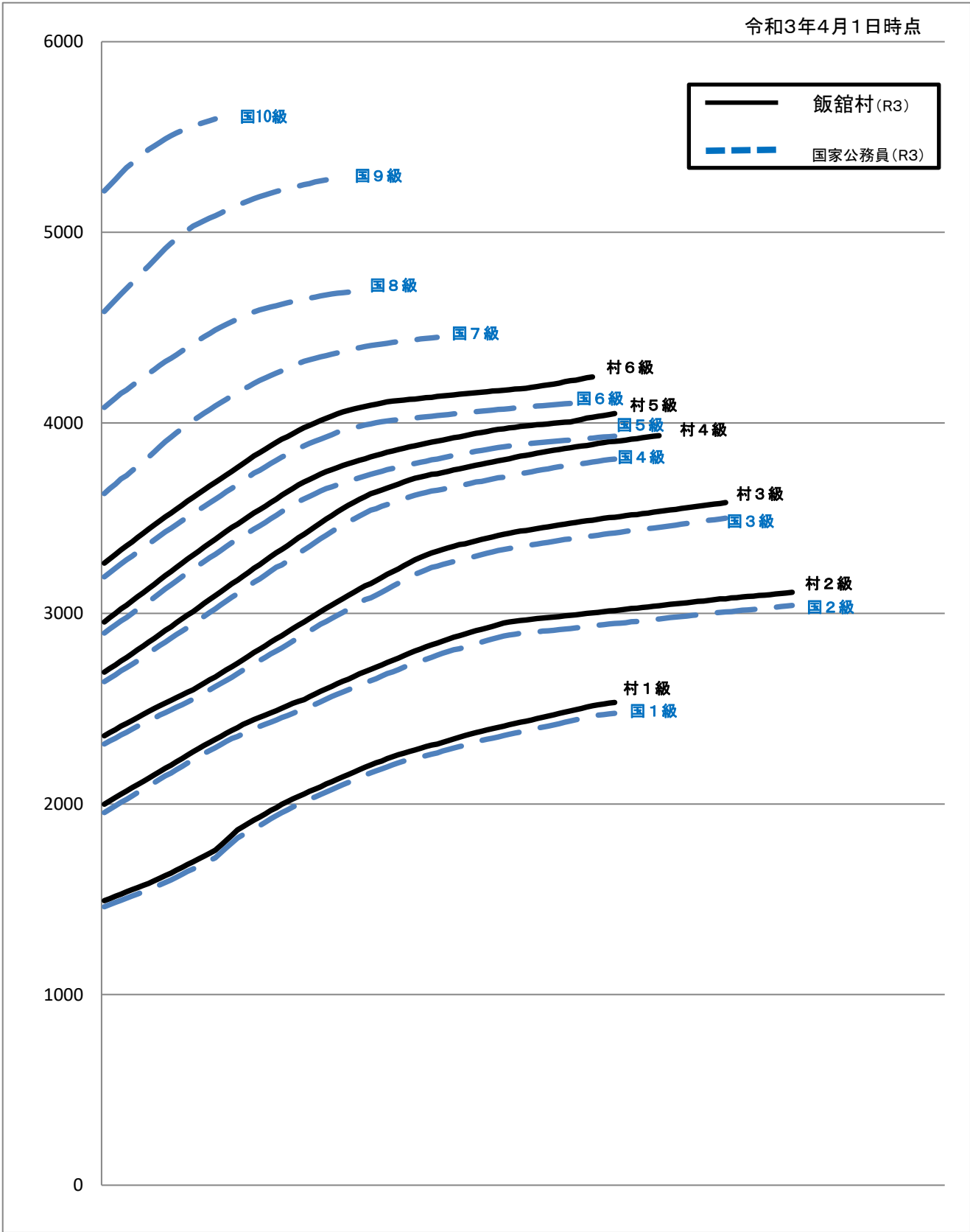
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事・保育教諭	4 人	7.3%	149,300 円	253,300 円
2級	副主査・保育教諭	7 人	12.7%	199,900 円	311,100 円
3級	係長・主査・保育教諭	17 人	30.9%	235,800 円	358,200 円
4級	主任主査・農業委員会事務局次長・主幹保育教諭	19 人	34.5%	269,200 円	393,300 円
5級	課長・議会事務局長・会計管理者・農業委員会事務局長・主任主幹	7 人	12.7%	295,500 円	404,900 円
6級	総務課長・参事	1 人	1.8%	326,400 円	424,100 円

(注) 1 飯舘村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（令和3年4月1日現在）



(3) 昇給への勤務成績の反映状況

職員の昇給については、毎年4月1日から3月31日までの1年間の勤務成績に応じ、良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(55歳を超える職員は2号給)とすることを標準として決定しています。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

飯舘村	福島県	国
一人当たり平均支給額(令和2年度) 1,547	一人当たり平均支給額(令和2年度) 1,736千円	-
(令和2年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50月分 1.90月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(令和2年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50月分 1.90月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(令和2年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.55月分 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

勤勉手当は、6月1日、12月1日の基準日に在職する職員に対し、それぞれ基準日以前6か月以内の期間内におけるその者の勤務実績(日数)に応じて支給しています。

(2) 退職手当（令和3年4月1日現在）

飯舘村			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額 8,121 千円 11,450 千円					

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 国では平成25年10月31日をもって従来の勧奨退職を廃止し、同年11月1日から応募認定退職を導入しております。

(3) 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給なし

(4) 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績(令和2年度決算)			1,543 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)			85,722 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和2年度)			25.0 %	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (2年度決算)	左記職員に対する 支給単価
幼稚園教諭の特殊勤務手当	幼稚園教諭・保育士	認定こども園業務	1,273 千円	月額給料の100分の4
避難指示区域内で業務に従事する職員の特殊勤務手当	避難指示区域内で業務に従事した職員	避難指示区域内での業務	270 千円	屋内 1,330 円 屋外 6,600 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和2年度決算)	18,827 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	330 千円
支給実績(令和元年度決算)	36,607 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	407 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(元年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和3年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和2年度決算)	支給職員一人当たり平均支給年額 (令和2年度決算)
扶養手当	①配偶者及び父母等 6,500円 ②子 10,000円 ※満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子1人につき、5,000円加算	同じ	-	9,826 千円	272,944円
住居手当	借家等に居住している職員(月額9,500円を超える家賃を支払っている場合)家賃に応じて支給	異なる	支給額等	6,163 千円	293,476円
通勤手当	(交通機関利用者) 運賃相当額が64,000円以下については運賃相当額、超える場合は64,000円にその超える額の1/2の額 (交通用具使用者) 片道2km以上の通勤距離に応じた額	異なる	支給額	15,559 千円	235,742円
管理職手当 (給料の特別調整額)	管理または監督の地位にある職員の級のうち、規則で指定する職にある職員に支給	異なる	参事職 47,000円 課長職 45,000円	5,447 千円	544,700円
管理職特別勤務手当	管理職員が臨時または緊急の必要その他の公務の運営の必要により 週休日及び年末年始の休日等に勤務した時に支給 6時間まで6,000円	異なる	支給額	327 千円	32,700円
寒冷地手当	毎年11月から翌年の3月までの各月の初 寒冷の地域に在勤する職員に支給 基準日における地域の区分及び職員の世帯等の区分に応じた額	異なる	支給額	4,186 千円	64,400円
宿日直手当	日直業務に従事した場合に支給	異なる	一般職員の手当額 5,400円	657 千円	14,364円

5 特別職の報酬等の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給料	村 長	805,000 円 (- 円)	(参考)類似団体における最高／最低額	
	副 村 長	650,000 円 (- 円)	860,000円／360,500円	
			700,000円／471,000円 x	
報酬	議 長	300,000 円 (- 円)	400,000円／230,000円	
	副 議 長	251,000 円 (- 円)	314,000円／182,000円	
	議 員	235,000 円 (- 円)	290,000円／155,800円	
期末手当	村 長	(令和2年度支給割合)	3.30月分	
	副 村 長			
	議 長 副 議 長 議 員	(令和2年度支給割合)	3.30月分	
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	村 長	給料月額×在職月数×48／100	14,837,760円	任期毎
	副 村 長	給料月額×在職月数×29／100	8,143,200円	任期毎

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

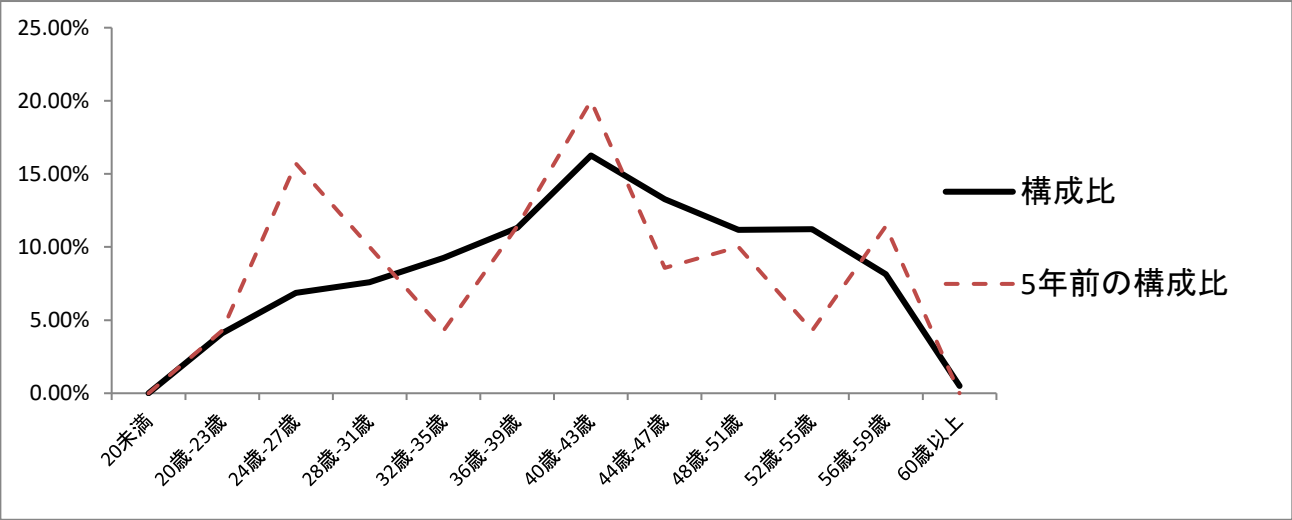
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和2年	令和3年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	
		総務	20	18	△ 2	総務一般事務及び戸籍等窓口業務見直し
		税務	5	5	0	
		民生	8	8	0	
		衛生	10	5	△ 5	公害業務及び清掃一般業務見直し
		労働	0	0	0	
		農林水産	5	9	4	農業一般業務見直し
		商工	2	2	0	
		土木	5	5	0	
		計	57	54	△ 3	
	教育部門		10	10	0	
	小 計		67	64	△ 3	
等公会計部門	その他	8	8	0		
	小 計	8	8	0		
合 計			75 [81]	72 [81]	△ 3	<参考>

(注) 1 職員数は、一般職(嘱託職員及び臨時職員を除く。)に属する定員管理上の職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。
3 定員管理上、下水道及びその他(国保、介護等)は、公営企業等会計部門に含まれる。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和3年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人0	人5	人3	人12	人7	人4	人9	人11	人9	人5	人7	人0	人72

(3) 職員数の推移

部門別 \ 年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	過去5年間の増減数(率)
一般行政	53	54	58	58	57	54	1 (1.9 %)
教 育	9	9	11	10	10	10	1 (11.1 %)
警 察	0	0	0	0	0	0	0 (0.0 %)
消 防	0	0	0	0	0	0	0 (0.0 %)
普通会計計	62	63	69	68	67	64	2 (3.2 %)
公営企業等会計計	8	7	6	8	8	8	0 (0.0 %)
総合計	70	70	75	76	75	72	2 (2.9 %)